

**バックペイ不支給命令に対する司法審査の範囲**

- 【文献種別】 判決／東京高等裁判所  
【裁判年月日】 令和7年6月5日  
【事件番号】 令和6年（行コ）第122号  
【事件名】 再審査命令取消請求控訴事件（国・中労委（シェーンコーポレーション）事件）  
【裁判結果】 一部認容、一部棄却  
【参照法令】 労働組合法7条1号・3号  
【掲載誌】 判例集未登載  
◆ LEX/DB 文献番号 25623223

専修大学教授 長谷川 聡

**事実の概要**

Dは、外国語学校経営や英語研修の受託等を業とするC社（補助参加人）のパートタイムの講師である。雇用期間は6ヶ月であり、勤務時間の長さに応じて賃金が支払われていた。Dは、平成24年に合同労組である原告A組と、C社の外国人講師で結成されたその支部である原告B支部に加入し、これらとC社が締結した労働協約に基づいて、平成26年3月以降、C社が契約した企業への派遣講師業務のみに従事することになった。派遣講師業務はC社からDに担当を依頼してこれにDが応じることで行われ、両者間の労働契約には、C社がDに依頼すべきコマ数の定めはなかった。なお、本件ではD以外にも不当労働行為を争う組合員が存在するが、本稿では、評釈対象とする本判決で扱われたDのみ、特にバックペイの支払いに係る部分を対象として整理を行う。

Dは平成26年5月1日から1年間、週2時間半、E社で英会話の授業を担当するようC社から依頼され、これに応じた。ところが労使紛争を背景に原告らはDに対して、12月16日、翌年平成27年1月13日、同月20日に時限指名ストを指令し、Dはこれを実施した。E社から担当講師の変更を依頼されたC社は、1月27日以降、DをE社の担当から外し（対象行為1）、Dへの業務の依頼を原則停止した（対象行為2）。同年5月から12月のDへの業務依頼は英語交流会について計5回あったが、1回はもともと担当不可の日（依頼前にC社に連絡済み）だったためDは応じず、4回は応じたが、2回は時限指名ストにより、1回は生徒不足による中止により実施されなかった。

原告らは、対象行為1・2が不利益取扱（労組法7条1号）及び支配介入（同条3号）に該当するとして、仕事外しによる賃金減額分の支払いと支配介入行為の停止を都労委に申し立てた。都労委（平成27年第94号）は、対象行為2について各号の不当労働行為の成立を認め、不当労働行為を繰り返さないよう留意する旨の文書交付を命じたが、バックペイは命じなかった。原告らは再審査を申し立てたが、中労委（令和元年（不再）第50号）がこれを棄却したため、この命令の取消を求める訴えを提起した。

原審（東京地判令6・3・6（公判物未登載、LEX/DB25620250））は、第二鳩タクシー事件最判（最大判昭52・2・23労判269号14頁）を参照の上、賃金減少、これによる組合活動に対する侵害が認められる場合、「バックペイを命ずることは、不当労働行為によって生じた侵害状態を除去するために最も適切かつ効果的な方法というべきであり、これを命じなければ、不当労働行為によって生じた侵害状態の除去、是正や正常な集团的労使関係の回復、確保といった目的が十分達せられるとはいえない」と指摘の上、労委の裁量権行使の限界を超えたとし、中労委の命令中、C社からDへの業務依頼を減らしたことに係る部分を取り消す等した。原審原告らは中労委命令の取消を求めて、原審被告（国）は原判決の原審被告敗訴部分の取消、同部分に係る原審原告らの請求の棄却を求めてそれぞれ控訴。

**判決の要旨**

対象行為2に関して原審原告らの請求を認容

した原判決部分を取り消し、同部分に関する原審原告らの請求を棄却。バックペイ命令の要否について以下のように判断。

「労働委員会は、救済命令を発するに当たり、不当労働行為によって発生した侵害状態を除去、是正し、正常な集団的労使関係秩序の迅速な回復、確保を図るという救済命令制度の本来の趣旨、目的に由来する限界を逸脱することは許されないが、その内容の決定について広い裁量権を有するのであり、救済命令の内容の適法性が争われる場合、裁判所は、労働委員会の上記裁量権を尊重し、その行使が上記の趣旨、目的に照らして是認される範囲を超え、又は著しく不合理であって濫用にわたると認められるものでない限り、当該命令を違法とすべきではない」（前掲第二鳩タクシー事件最判、山形大学事件：最二小判令4・3・18 労判1264号20頁参照）。

「裁判所が救済命令の内容としての救済方法の適否を審査するに当たっては…当該救済方法の決定が労働委員会の上記広い裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、当該救済方法の決定に係る判断が上記の趣旨、目的に照らして是認される範囲を超え、又は著しく不合理であって濫用にわたると認められる場合に違法であると判断すべきである」。

中労委は対象行為2により、「適正な業務依頼があればDがこれを受諾して勤務することで得られたであろう賃金相当額の損害が生じた…ことは認めている」。その上でバックペイの支払いを認めるには「適正な賃金相当額を算定することが必要」で、そのために、「〔1〕 不当労働行為がなかった場合における適正な業務依頼回数及び〔2〕 Dが業務依頼を受諾して勤務したであろう勤務時間の立証を要する」とする。そして〔1〕について、Dの「雇用形態は業務依頼回数が保証されておらず…適正な業務依頼回数を算定するためには一定期間にわたる業務依頼の実績があることを要するが…上記実績が不足している」とし、「〔2〕 …について、Dは…3回にわたりC社からの業務依頼を受諾したが時限指名ストライキを行い、同年5月から同年12月までの間にあった業務依頼5回のうち1回は依頼を断り、2回はストライキを行っており…業務依頼があったとしてもDが当然にこれを受諾して勤務する蓋然性があるとはいえない」として、バックペイの支払いを命じなかった。

前記の観点からは、中労委がバックペイの支払いに〔1〕及び〔2〕を要するとした点は、「どの程度の立証を求めるかの問題はあるものの」、不合理ではない。

「〔1〕 …に関し…どの程度の実績があれば足りると考えているかが明らかでなく…実績が不足するとしても…C社の…平均的な業務量を認定し又は控え目な認定をすることによりそれに応じた業務依頼回数を想定し得る」。「しかし、労働者個人が受ける経済的被害については、労働の種類・性質・内容、労務環境その他の就労を巡る諸条件等を踏まえて検討すべきところ…雇用契約の内容やその就労形態…に加え…Dが…時限指名ストライキを連続して行い、同社から講師の交代を求められ、これに応じざるを得なかった事態…を受けて…Dの派遣先企業を慎重に選定せざるを得ない面があったと考えられること…をも踏まえると、上記の業務依頼回数を想定し得るとの指摘はそのような想定をすることもできなくはないということとどまり、そのような想定をしなかったことが不合理であるとまではいえず、中労委が必要以上に困難な立証を要求したということもできない」。

「〔2〕 …に関し…Dが断った1回というのは、同人が勤務できないとC社に伝えていた日曜日のイベントの依頼」であり、これを「『業務依頼を断ったこともある』と…判断の基礎の一つとしたことは不適切」で、その表現も「ストライキを行ったこと自体を不利益に取り扱うかのように見える点において適切さを欠く面があるものの…〔1〕について述べたところからすると、C社から業務依頼があったとしてもDが当然にこれを受諾して勤務する蓋然性があるとはいえないと判断した点が不合理であるということとはできず、中労委が必要以上に困難な立証を要求したということもできない」。

「救済命令の内容は、労働者個人が受ける経済的被害の救済の面」と「当該使用者の事業所における組合活動一般に対する侵害の除去、是正の面」の「両面からする総合的な考慮を必要とすること、それゆえ、労働組合法は、救済命令の内容の適切な決定を労使関係について専門的知識経験を有する労働組合の裁量に委ねたものと解されることを併せ考慮すると、Dが受けた経済的被害の救済の面のみに着目すればC社に対しバックペイを命ずることが直接的な救済になることを斟酌しても、

C社に対しバックペイまで命ずるのは相当でないとした中労委の判断が救済命令制度の趣旨、目的に照らして是認される範囲を超え、又は著しく不合理であって濫用にわたるものと認めることはできない」。

## 判例の解説

### 一 本判決の特徴

本件は、労委命令取消訴訟の審査基準とその適用のあり方が、バックペイ支払いを不要とする命令の審査において争われた事案である。原審は、不当労働行為により賃金不払い等の不利益が生じた場合はバックペイを命じることを原則とする踏み込んだ判断をした。本判決はこの判断を否定した意味を持つ。

また、本件は、不当労働行為によって従事できなかった業務が、使用者からの業務依頼と労働者の承諾を通じて命じられていた点に事案の特徴がある。本判決は、業務依頼回数やこれをDが承諾する蓋然性を算定できないことを理由にバックペイ命令をしないとの中労委の判断を支持したが、その論理展開には疑問がある。

### 二 労委命令の司法審査に関する先例

#### 1 第二鳩タクシー事件最判の判断枠組み

労委命令の取消訴訟では、本判決も引用する第二鳩タクシー事件最判の判断枠組みがほぼ定着して用いられている。同最判はバックペイ額決定にあたり原状回復を重視した在日米軍調達部事件（最三小判昭37・9・18民集16巻9号1985頁）を修正する流れで登場したことから、正常な集团的労使関係秩序の回復や確保をより重視した価値基準を採用したと評価される<sup>1)</sup>。

同最判は、救済命令にあたり労委に広い裁量を認めつつ、それは「不当労働行為による被害の救済としての性質」を持たねばならず、この救済は、労働者の個人的被害と組合活動一般に対する侵害の両面を考慮に入れて行わなければならないものとする。同最判は、中間収入控除の要否及びその金額を決定する文脈において、「労働委員会は…両面からする総合的な考慮を必要とするのであって、そのいずれか一方の考慮を怠り、又は救済の必要性の判断において合理性を欠くときは、裁量権の限界を超え、違法とされる」と指摘した。同

最判には、組合活動一般に対する侵害の観点のみから判断すべきとの5名の裁判官による反対意見がある。この意見は、バックペイからの中間収入の控除を否定する結論を導く過程で示されたものであるが、これを多数意見は、「不当労働行為としての解雇が被解雇者個人に与える侵害の面を不当に軽視するもの」で、「労働委員会がバックペイの要否及びその金額を決定するにあたっては…被解雇者に対する侵害に基づく個人的被害を救済するという観点にも立って、これを決定すべきことは、むしろ当然」と退けている。学説でも、少なくとも労委の裁量を尊重してその命令の適法性を審査するとの基本姿勢には、大きな異論は見られない<sup>2)</sup>。

#### 2 労委の裁量範囲に関する裁判例の展開

その後の裁判例は、上記の判断枠組みを踏襲しつつ、その内容を確認、緻密化する方向に展開している。寿建築研究所事件最判（最二小判昭53・11・24労判312号54頁）では、労委は、命令の内容に関する広い裁量（効果裁量）を持つが、不当労働行為の成否に関する裁量（要件裁量）は持たないと労委の裁量範囲が整理された。また、ネスレ日本（東京・島田）事件最判（最一小判平7・2・23労判686号15頁）では、命令の内容が私法的法律関係から著しくかけ離れるものであってはならないとされた。

バックペイ命令に対する司法審査についても、同様の傾向が見られる。例えば、私法上の救済を超えるバックペイ命令であっても、「私法上の権利義務との調整が可能であるか、そのかい離の程度が救済命令の目的からして許容される範囲内」にあれば、許容されるものとした例がある（広島県・県労委（平成タクシー）事件：広島高判平26・9・10労判1120号52頁）。そもそも労委にとり民事上請求が許容される金額の計算は困難であり、労委命令は賃金支払義務の履行の命令ではなく、労使関係正常化を目的とした公法上の命令である。私法上の金銭補償額は無視できないとしても<sup>3)</sup>、これと異なる命令をすることは当然に予定されている。

### 三 本判決の評価

#### 1 労委の裁量とバックペイ命令の位置付け

原判決は、第二鳩タクシー事件最判の判断枠組みを踏襲しつつ、労働者に賃金不払いに係る経済

的被害が生じている場合に、バックペイ命令を行うことを強く労委に要請する特徴的な判断をした。この場合にバックペイを命じるのは従来典型的だが、これは結果的にそうなったことによる。原判決は、条件がそろえばバックペイを必ず命ずべき趣旨、少なくともこれを原則として労委の効果裁量を制約する趣旨に読める。この判断はバックペイ額の概括的な算定を許容する根拠になっており、ここに地裁の真意があったのかもしれない。

本判決は、原判決と同じく第二鳩タクシー事件最判の判断枠組みを踏襲したが、原判決の右論理を否定した。賃金不払いに係る損害の救済方法としてバックペイ命令が有効であることは、これが広く活用されている事実が示している。しかし進んでバックペイ命令を必須、または原則とすることは、不当労働行為事案の多様性に対応するために活用されるべき労委の専門性を損なう。労委制度の趣旨からいえば、本判決の方が望ましい。

## 2 認定した損害を回復する必要性

中労委は不当労働行為である業務依頼減少による損害は認めており、これは労使関係秩序の侵害を推測させる。にも関わらず、この損害に対する救済を行わないのであれば、その合理的な理由を示す必要がある<sup>4)</sup>。本命令は不当労働行為に該当する業務依頼減少を繰り返さないよう留意することを内容とする文書交付命令を行っており、これがこの損害をカバーする趣旨だろう。しかし、文書交付命令で足りるなら、バックペイ命令の要否の検討は不要であることをふまえると、この趣旨を明確に説明する必要はなかったか。

バックペイ額を算出できないことは、対象の損害から生じた労使関係秩序の侵害の回復が不要であることを意味しない。労委は労使関係秩序の回復のためにその裁量を行使する必要がある、労働者の損害を不当労働行為と認定したならば、さらに労働者に求める損害額の証明の程度は、この回復を原則とするように緩和されたものであってよかったのではないか。

救済の必要性はあるのにバックペイ額の算定がやや難しい本件は、私法上の権利の確定から距離を置ける、労委の裁量がまさに救済に役立つ事案であった。中労委及び本判決がこだわった「適正な」バックペイ額算定可能性は、本判決も認めた労委を含めた不当労働行為制度の趣旨を実は十分にふまえたものではない、やや民事訴訟寄りの可

能性であったようにみえる。

## 3 裁量権行使の根拠とすることができる事実の範囲

本判決は、本件の事案の特徴に対する労委の応答の妥当性を十分に吟味していない点にも難がある。本件ではDの担当業務はC社の依頼によって与えられていたが、この依頼の減少を不当労働行為と認定しつつ、この事実を適正な業務依頼回数算定の困難を通じて、バックペイ支払いを不要とする根拠に含めることは適切か。また、時限ストを行った経緯をDが業務依頼を受諾する蓋然性を低下させる事実として評価することは適切か。間接的とはいえ、不当労働行為に該当する事実や正当な争議権行使の事実を基礎にあり得た救済を否定することは、労委の裁量を逸脱する可能性が高い。不当労働行為をした使用者の申込みの抑制と、争議行為をした労働者の承諾拒否の内実を掘り下げない本判決のアプローチは、同種の働き方をする労働者へのバックペイ支払命令を典型的に困難にしかねない。

また、前記判旨最終段落で示したように、本判決では個人・組合の両面から救済内容を決定することが、バックペイを命じないことの不合理性を否定する根拠とされている。この両面からの考慮は第二鳩タクシー事件最判の示すとおりだが、これは個人的被害を無視してよいことを意味しないし、むしろ同最判はこれの考慮を強調していた。さらにDの損害については組合活動一般に対する侵害にスポットが当たる支配介入の成立が認められており、労働者の経済的損害がこうした両面性を持つからこそ、むしろ適切な救済を講じるべきとの結論に結び付くのではないか。

## ●注

- 1) 荒木尚志「バックペイと中間収入」村中孝史＝荒木尚志編『労働判例百選〔第10版〕』（有斐閣、2022年）221頁。
- 2) 西谷敏『労働法〔第2版〕』（日本評論社、2013年）591頁、菅野和夫＝山川隆一『労働法〔第13版〕』（弘文堂、2024年）1252頁、水町勇一郎『詳解労働法〔第4版〕』（東京大学出版会、2025年）1319頁。
- 3) 司法研修所編『救済命令等の取消訴訟の処理に関する研究〔改訂版〕』（法曹会、2009年）125頁。
- 4) 司法研修所編・前掲注3）159頁。